

当ファンドの仕組みは次の通りです。

商品分類	追加型投信／内外／債券
信託期間	2017年11月24日まで（2014年5月27日設定）
運用方針	<p>日本を含む世界の優良金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざします。</p> <p>※優良金融機関とは事業内容、財務の健全性、資本の多さ等の観点で、相対的に優良であると運用委託先が判断した金融機関をいいます。</p> <p>※劣後債、優先証券とは債券と株式の両方の特性を有しており、上場または非上場となっています。劣後債、優先証券（以下、「ハイブリッド証券」という場合があります。）は一般に利息（配当）が定められており、満期時や繰上償還時に額面で償還される等、債券に似た性質を有しています。同一発行体が発行している普通社債とハイブリッド証券を比べると、ハイブリッド証券の方が普通社債よりも利回りが高く、また期待リターンも高くなります。その一方で、リスクは普通社債に比べてハイブリッド証券の方が高くなり、また弁済順位は普通社債に比べて低いという特徴もあります。また一部のハイブリッド証券については発行体の判断や財務状況等の要因により株式に転換される場合もあります。</p> <p>主として信託期間内に償還またはコール可能日を迎える銘柄に投資を行います。ただし、償還またはコール可能日が信託期間を超える銘柄にも一部投資を行うことがあります。また、信託期間内に組入債券が償還した場合等、劣後債および優先証券のほか、普通社債や国債等に再投資することがあります。そのため、劣後債および優先証券の組入比率が低下することがあります。債券等の運用にあたっては、AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。</p>
主要運用対象	日本を含む世界の優良金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とします。
主な組入制限	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

## 償還報告書（全体版）

[満期償還]

### 三菱UFJ 世界金融 ハイインカム証券ファンド2014-05 (円ヘッジ) (限定追加型)

信託終了日：2017年11月24日

#### 受益者のみなさまへ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「三菱UFJ 世界金融ハイインカム証券ファンド2014-05 (円ヘッジ) (限定追加型)」は、この度、信託期間を満了し、償還の運びとなりました。ここに謹んで運用経過と償還内容をご報告申し上げます。

今後とも引き続きお引き立て賜りますようお願い申し上げます。



三菱UFJ国際投信

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
URL:<http://www.am.mufg.jp/>

本資料の記載内容に関するお問い合わせ先

お客さま専用フリーダイヤル TEL. 0120-151034

(9:00~17:00、土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)

お客さまのお取引内容につきましては、お取り扱いの販売会社にお尋ねください。

## 本資料の表記にあたって

- ・原則として、各表の数量、金額の単位未満は切捨て、比率は四捨五入で表記しておりますので、表中の個々の数字の合計が合計欄の値とは一致しないことがあります。ただし、単位未満の数値については小数を表記する場合があります。
- ・一印は組入れまたは売買がないことを示しています。

## ○設定以来の運用実績

決算期	基準価額 (分配落)	騰落率		債組入比率	債券先物比率	純資産総額
		税金	中期騰落			
(設定日)	円 銭	円	%	%	%	百万円
2014年5月27日	10,000	—	—	—	—	21,564
1期(2015年11月24日)	10,281	0	2.8	93.2	—	21,385
2期(2016年11月24日)	10,269	0	△0.1	92.7	—	16,772
(償還時)	(償還価額)					
3期(2017年11月24日)	10,327.87	—	0.6	—	—	14,208

(注) 設定日の基準価額は、設定時の価額です。

(注) 当ファンドは、日本を含む世界の優良金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざしますが、特定の指数を上回るまたは運動をめざした運用を行っていないため、また、値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数はありません。

(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

(注) 設定日の純資産総額は、設定元本を表示しております。

## ○当期中の基準価額と市況等の推移

年月日	基準価額	騰落率		債組入比率	債券先物比率	債券先物比率
		騰落	率			
(期首)	円 銭		%	%	%	%
2016年11月24日	10,269	—	—	92.7	—	—
11月末	10,273	0.0	0.0	92.4	—	—
12月末	10,305	0.4	0.4	88.9	—	—
2017年1月末	10,333	0.6	0.6	91.1	—	—
2月末	10,360	0.9	0.9	92.1	—	—
3月末	10,348	0.8	0.8	90.1	—	—
4月末	10,348	0.8	0.8	93.7	—	—
5月末	10,365	0.9	0.9	91.4	—	—
6月末	10,368	1.0	1.0	89.7	—	—
7月末	10,364	0.9	0.9	92.4	—	—
8月末	10,357	0.9	0.9	91.0	—	—
9月末	10,352	0.8	0.8	81.8	—	—
10月末	10,337	0.7	0.7	11.0	—	—
(償還時)	(償還価額)					
2017年11月24日	10,327.87	0.6	0.6	—	—	—

(注) 騰落率は期首比。

(注) 「債券先物比率」は買建比率－売建比率。

## 運用経過

設定来の基準価額等の推移について （第1期～第3期：2014/5/27～2017/11/24）

基準価額の動き

償還価額は設定時に比べ3.3%の上昇となりました。



## 基準価額の変動要因

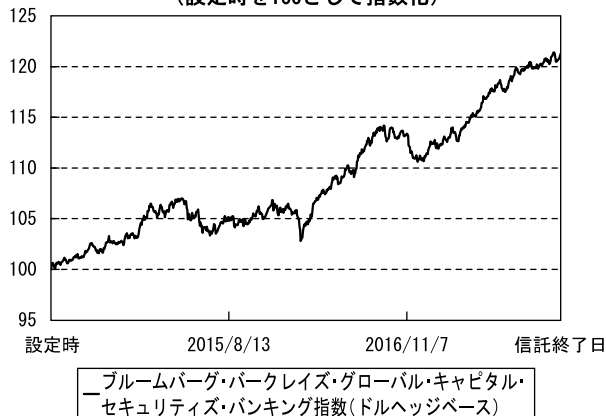
上昇要因

債券利子収入を享受したことや、グローバル金融機関ハイブリッド証券（劣後債および優先証券等）市況が上昇したことなどが基準価額の上昇要因となりました。

## 投資環境について

（第1期～第3期：2014/5/27～2017/11/24）

債券市況の推移  
（設定時を100として指数化）



（注）ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・キャピタル・セキュリティズ・バンキング指数とは、ブルームバーグ社が算出するグローバルベースのハイブリッド証券のうち、銀行セクターが発行する証券の値動きを示す代表的な指数です。

ブルームバーグ（BLOOMBERG）は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）の商標およびサービスマークです。バークレイズ（BARCLAYS）は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank Plc）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス（BLOOMBERG BARCLAYS INDICES）に対する一切の独占的権利を有していません。

### ◎債券市況

- ・設定以来のグローバル金融機関ハイブリッド証券市況は、上昇しました。
- ・米連邦準備制度理事会（FRB）が継続的に利上げを実施したことなどを背景に米国の金利が中短期ゾーンを中心に上昇したことなどはグローバル金融機関ハイブリッド証券市況にマイナスとなった一方で、フランス大統領選挙の無難な結果や、好調な米国企業決算などを背景に世界的に株式市況が堅調に推移するなかスプレッドが縮小したことなどがプラスとなり、結果、グローバル金融機関ハイブリッド証券市況は上昇しました。

## 当該投資信託のポートフォリオについて

- ・日本を含む世界の優良金融機関が発行するハイブリッド証券等を主要投資対象とし、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図る運用を行いました。為替ヘッジを行ったため、為替市況の変動が基準価額に与える影響は限定的となりました。
- ・バイ・アンド・ホールド戦略を基本とし、個別銘柄については原則継続保有としました。また、組入債券の償還金や利子収入等については、ハイブリッド証券等に再投資を行いました。
- ・信託期間を通じてみると、債券利子収入を享受したことや、グローバル金融機関ハイブリッド証券市況が上昇したことなどがプラスとなりました。
- ・償還価額は設定時に比べ3.3%の上昇となりました。

### <第1期：設定時～2015年11月24日>

基準価額は設定時に比べ2.8%の上昇となりました。

- ・債券利子収入を享受したことや、グローバル金融機関ハイブリッド証券市況が上昇したことなどがプラスとなり、基準価額は上昇しました。

### <第2期：2015年11月25日～2016年11月24日>

基準価額は期首に比べ0.1%の下落となりました。

- ・債券利子収入を享受したことやグローバル金融機関ハイブリッド証券市況が上昇したことなどがプラスとなったものの、主に信託報酬等のコストがマイナスとなり、基準価額は下落しました。

### <第3期：2016年11月25日～信託終了日>

償還価額は期首に比べ0.6%の上昇となりました。

- ・債券利子収入を享受したことや、グローバル金融機関ハイブリッド証券市況が上昇したことなどがプラスとなり、償還価額は上昇しました。

### 当該投資信託のベンチマークとの差異について

- ・当ファンドは、日本を含む世界の優良金融機関が発行する劣後債および優先証券等を主要投資対象とし、主として利子収益の確保をめざしますが、特定の指数を上回るまたは連動をめざした運用を行っていないため、また、値動きを表す適切な指数が存在しないため、ベンチマークおよび参考指数はありません。
- ・従って、ベンチマークおよび参考指数との対比は表記できません。

### 分配金について

信託期間中の収益の分配はありません。

### 償還価額

償還価額は10,327円87銭となりました。

信託期間中はご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

## ○ 1 万口当たりの費用明細

(2016年11月25日～2017年11月24日)

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信 託 報 酬	円 130	% 1.258	(a) 信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率× (期中の日数÷年間日数)
( 投 信 会 社 )	( 70 )	( 0.677 )	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
( 販 売 会 社 )	( 56 )	( 0.538 )	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
( 受 託 会 社 )	( 4 )	( 0.043 )	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
(b) そ の 他 費 用	3	0.026	(b) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数
( 保 管 費 用 )	( 2 )	( 0.022 )	有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
( 監 査 費 用 )	( 0 )	( 0.004 )	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
( そ の 他 )	( 0 )	( 0.000 )	信託事務の処理等に要するその他諸費用
合 計	133	1.284	
期中の平均基準価額は、10,342円です。			

(注) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

## ○売買及び取引の状況

(2016年11月25日～2017年11月24日)

## 公社債

			買付額	売付額
外 国	アメリカ	社債券	千アメリカドル 34,351	千アメリカドル 58,173 (32,478)
	ユーロ		千ユーロ	千ユーロ
	フランス	社債券	—	7,866 (5,005)
	オランダ	社債券	—	1,155 (8,700)
	イギリス	社債券	5,212	9,532
	スイス	社債券	—	6,671
	デンマーク	社債券	1,213	404 (5,240)
イギリス	社債券	千イギリスポンド 17,631	千イギリスポンド 26,750 (21,899)	

(注) 金額は受渡代金。(経過利子分は含まれておりません。)

(注) ( )内は償還等による増減分で、上段の数字には含まれておりません。

(注) 社債券には新株予約権付社債(転換社債)は含まれておりません。

## ○利害関係人との取引状況等

(2016年11月25日～2017年11月24日)

## 利害関係人との取引状況

区 分	買付額等 A	うち利害関係人 との取引状況B		売付額等 C	うち利害関係人 との取引状況D	
			$\frac{B}{A}$			$\frac{D}{C}$
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
為替先物取引	197,877	74,951	37.9	180,838	73,581	40.7
為替直物取引	5,948	565	9.5	23,361	1,954	8.4

利害関係人とは、投資信託及び投資法人に関する法律第11条第1項に規定される利害関係人であり、当ファンドに係る利害関係人とは三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、モルガン・スタンレーMUFJ証券です。

## ○組入資産の明細

(2017年11月24日現在)

信託終了日現在、有価証券等の組入れはございません。



## ○投資信託財産の構成

(2017年11月24日現在)

項 目	償 還 時	
	評 価 額	比 率
コール・ローン等、その他	千円 14,305,037	% 100.0
投資信託財産総額	14,305,037	100.0

## ○資産、負債、元本及び償還価額の状況 (2017年11月24日現在)

項 目	償 還 時
	円
(A) 資産	14,305,037,610
コール・ローン等	14,305,037,610
(B) 負債	96,508,819
未払解約金	3,974,041
未払信託報酬	92,174,521
未払利息	76,705
その他未払費用	283,552
(C) 純資産総額(A-B)	14,208,528,791
元本	13,757,463,693
償還差益金	451,065,098
(D) 受益権総口数	13,757,463.693口
1万口当たり償還価額(C/D)	10,327円87銭

## &lt;注記事項&gt;

- ①期首元本額 16,333,585,161円  
 期中追加設定元本額 0円  
 期中一部解約元本額 2,576,121,468円  
 また、1口当たり純資産額は、期末1.032787円です。

- ②信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の30以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

## ○損益の状況 (2016年11月25日～2017年11月24日)

項 目	当 期
	円
(A) 配当等収益	743,331,673
受取利息	736,517,034
その他収益金	8,201,168
支払利息	△ 1,386,529
(B) 有価証券売買損益	△ 482,352,735
売買益	2,884,397,761
売買損	△3,366,750,496
(C) 信託報酬等	△ 194,508,352
(D) 当期損益金(A+B+C)	66,470,586
(E) 前期繰越損益金	385,446,079
(F) 追加信託差損益金	△ 851,567
(売買損益相当額)	(△ 851,567)
償還差益金(D+E+F)	451,065,098

- (注) (B)有価証券売買損益は期末の評価換えによるものを含みます。  
 (注) (C)信託報酬等には信託報酬に対する消費税等相当額を含めて表示しています。  
 (注) (F)追加信託差損益金とあるのは、信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差し引いた差額分をいいます。

## ○投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託契約締結日	2014年5月27日			投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2017年11月24日			資産総額	14,305,037,610円
区分	投資信託契約締結当初	投資信託契約終了時	差引増減または追加信託	負債総額	96,508,819円	
				純資産総額	14,208,528,791円	
受益権口数	21,564,163,416口	13,757,463,693口	△7,806,699,723口	受益権口数	13,757,463,693口	
元本額	21,564,163,416円	13,757,463,693円	△7,806,699,723円	1万円当たり償還金	10,327円87銭	
毎計算期末の状況						
計算期	元本額	純資産総額	基準価額	1万円当たり分配金		
				金額	分配率	
第1期	20,801,555,914円	21,385,681,910円	10,281円	0円	0%	
第2期	16,333,585,161	16,772,814,451	10,269	0	0	

## ○償還金のお知らせ

1万円当たり償還金 (税込み)	10,327円87銭
-----------------	------------

◆償還金は償還日から起算して5営業日までにお支払いを開始しております。

◆課税上の取り扱い

- ・個人受益者の場合、償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得等として課税され、原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。
- ・特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

※法人受益者に対する課税は異なります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

## 【お知らせ】

2014年1月1日から、2037年12月31日までの間、普通分配金並びに解約時又は償還時の差益に対し、所得税15%に2.1%の率を乗じた復興特別所得税が付加され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%（法人受益者は15.315%の源泉徴収が行われます。））の税率が適用されます。